

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十九年一月一日から三月三十一日までとする。

平成二十九年五月三十一日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
十七件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
一件
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
 - 一 宮城県沿岸部の介護業者（津波により施設が全壊）
 - 二 宮城県沿岸部の廃棄物収集運搬業者（津波により建物が全壊）
 - 三 栃木県の宿泊業者（震災により建物が損壊、風評被害により売上が減少）
 - 四 茨城県の食品加工販売業者（震災により工場・倉庫が損壊、風評被害により売上が減少）
 - 五 茨城県の運送業者（震災により建物及び設備が損壊、風評被害により売上が減少）
 - 六 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により工場が損壊、在庫が流出、製造を一時休止したほか風評被害により売上が減少）
 - 七 埼玉県の小売業者（岩手県沿岸部で営業していたところ、津波により商品が流出）
 - 八 茨城県の食品製造業者（震災により工場・倉庫が損壊、風評被害により売上が減少）
 - 九 岩手県内陸部の製造業者（震災による一時営業停止のほか、取引先も被災したことにより売上が減少）
 - 十 福島県中通りの小売業者（原発事故の影響で、地元顧客が避難したため売上が減少）

十一 福島県の浜通りの建設関連業者（震災により事務所の一部が損壊、原発事故の避難先となった取引先からの受注を失い売上が減少）

十二 宮城県沿岸部の漁業者（津波により建物・設備等の資産が流出、水揚量の減少に伴い売上が減少）

十三 茨城県の食品製造業者（震災により店舗が全壊、機械設備も損壊、風評被害により売上の減少が継続）

十四 宮城県沿岸部の漁業者（津波により在庫・機械・車両が流出、風評被害により売上が減少）

十五 福島県の印刷業者（津波により事務所・工場の一部が損壊、取引先の廃業等により売上減少）

買取りに係る債権の元本総額

四十八億三千四百四十三万八千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に對する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に對する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 九件、その他 三件

当該処分時における対象事業者に對する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十三億六千五百九十九万二千円

処分後における対象事業者に對する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

五億四千四百二十二万五千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に對して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 福島県会津地方の飲食業者（風評被害による観光客の減少により売上が減少）

二 岩手県内陸部の建設業者（震災による受注予定の工事中止により、収益機会を逸失）

三 岩手県沿岸部の電気工事業者（津波により事務所・自宅が全壊）

四 岩手県沿岸部の製造・販売業（津波により沿岸部にあった工場が全壊）

対象事業者に對して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

四億六千七百三十二万二千円